

生保 2 (問題)

問題 1. 次の設問に解答せよ。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕

(50 点)

(1) 次の①～⑤を適当な語句で埋めよ。

いわゆる責任準備金の「限度積立」の一般的な計算は以下のとおりである。責任準備金は、年度末 に対して の到来した保険料についてはすべて収入のあったものとして計算し、そこから 中の保険料積立金および未経過保険料相当分を各々差し引いて算出する。ただし、決算時から 末までの期間内に保険料の収入が見込まれない契約についての当該期間に対する 相当額は、保険料の収入が見込まれない契約からも死亡保険金請求はあると考えて、これを加えることとしている。

(2) 我が国のソルベンシー・マージン基準に関し、次の①～⑤を適当な語句または数値で埋めよ。

リスクの種類	リスク対象金額	左記実額	リスク係数
普通死亡リスク	<input type="text" value="①"/>	百万円 10,500,000	<input type="text" value="④"/>
災害死亡リスク	災害死亡保険金額	1,200,000	0.06/1,000
生存保障リスク	個人年金保険 <input type="text" value="②"/>	150,000	10/1,000
災害入院リスク	災害入院日額総額×予定平均給付日数	3,000	3/1,000
疾病入院リスク	疾病入院日額総額×予定平均給付日数	4,000	7.5/1,000
その他のリスク	<input type="text" value="③"/>	3,000	<input type="text" value="⑤"/>

(3) (2) の設例により、ソルベンシー・マージン基準における保険リスク相当額を計算し、以下の A～H から最も近い値を一つ選べ。

- A. 4,695 百万円 B. 6,519 百万円 C. 6,546 百万円
 D. 6,588 百万円 E. 6,615 百万円 F. 9,516 百万円
 G. 9,585 百万円 H. 13,717 百万円

(4) 以下の①～⑤のうち、正しいものには○を、誤りのあるものには×を記入せよ。

- ① 保険金、給付金、解約返戻金等で、支払義務が発生したが何らかの事情で事業年度末に当該事由に対する支払がなされていない場合には、会社はその金額を支払備金として積み立てなければならない。
- ② I B N R 備金の積立額の具体的な計算方法は、次の平均額である。
 - ・ 前年度末 I B N R 備金 × 当年度支払額 ÷ 前年度支払額
 - ・ 前々年度末 I B N R 備金 × 前年度支払額 ÷ 前々年度支払額
 - ・ 前々々年度末 I B N R 備金 × 前々年度支払額 ÷ 前々々年度支払額
- ③ 支払義務が発生して消滅する契約において、死亡保険金が支払備金に計上される場合、この契約に対する責任準備金を計上する必要はないが、年度末の保有契約として計上する必要がある。
- ④ 支払備金は、契約者貸付がある場合には、貸付金を控除した金額を計上する。
- ⑤ 支払備金は、支払事由発生日以降、所定の利息をつけて積み立てる必要がある。

(5) 次の①～⑤を適当な語句または文章で埋めよ。

米国の GAAP 会計では、有価証券をその取得時に「」、、「売却可能証券」の三つに分類し、それぞれ異なる会計処理を行う。
は、により評価される。は、貸借対照表上は時価で評価され、評価損益は損益計算書上、に算入される。「売却可能証券」は、時価により評価されるが、評価損益は株主持分勘定（相互会社の場合は契約者持分勘定）としてに計上される。

(6) 次の①～⑤を適切な語句で埋めよ。

生命保険会計において「内部管理会計」という場合、主に、経営管理や経営上の意思決定に役立つような会計情報を向けに提供することを目的とする会計システムを意味する。従って、(A) やの的確な把握」や、(B) の詳細な把握」に関して等を補足することが内部管理会計の重要なテーマとなる。(A)を目的とする内部管理会計手法としては、例えば米国 GAAP 会計などを候補とすることができる。一方(B)を目的とする内部管理会計手法としては、例えば区分経理を候補とすることができる。

(7) 次の①～⑤に入る適当な語句を、以下のA～Oから記号を選択せよ。

ハードル・レートは①という指標との比較を通じて商品の②と関係を持つ。①は商品から得られる③の現在価値とその商品の販売のために使った④が等しくなる⑤であり、IRRとも呼ばれる。

語群

- | | | |
|-----------|---------------|-------------|
| A. 資本 | B. キャッシュフロー | C. 平均利回り |
| D. 負債 | E. 経済的価値 | F. 平準ROE |
| G. 繰延べ資産 | H. プロフィットマージン | I. 運用利回り |
| J. プライシング | K. 必要サープラス | L. 将来利益 |
| M. 当期利益 | N. ROI | O. アクルーアル方式 |

(8) 次の①～⑤を適当な語句で埋めよ。

「生命保険会社の保険計理人の実務基準」による配当の確認においては、保険計理人は以下の通り、配当が公正・衡平であることの確認を行う。

(I) 会社全体及び区分経理の商品区分ごとに配当財源を賄うことができること。

(II) 個々の契約について、①の範囲内での配当であること。

具体的には、(I)の配当財源の確認においては、簿価ベースの確認として、会社全体の翌期配当所要額 \leq ②(ただし、当年度末の配当準備金の中に未割当がある場合には、これを②に加えた額)であること、また、時価ベースの確認として、会社全体及び区分経理の商品区分ごとに③ \leq 時価で計算された配当可能財源であること、

さらに④維持の確認として、

会社全体の翌期配当所要額 \leq 時価で計算された会社全体の配当可能財源
 - 会社の④を維持するために必要な額

の3点について行う。

(II)の①による確認は、⑤を行う契約に対して、客観的に選定されたいくつかの代表契約を対象にして行う。

(9) 商品有価証券について簡潔に説明せよ。

(10) 生命保険会社の法人事業税について簡潔に説明せよ。

問題2. 次の(1)から(3)のうち2問を選択し解答せよ。 (50点)

(1) 責任準備金の評価について以下の問いに答えよ。

- ① 責任準備金の評価基礎率を契約時に固定する、いわゆるロック・イン方式のメリット、デメリットを説明せよ。
- ② ①をふまえ、ロック・イン方式の場合、ロック・インしない方式の場合、それぞれについて、責任準備金の評価において留意すべき事項を挙げ、所見を述べよ。

(2) 無配当保険の販売について以下の問いに答えよ。

- ① 相互会社が無配当保険を販売する際の保険業法上の取り扱いを説明せよ。
- ② 株式会社と相互会社という組織形態の違いにより生ずる差異について、契約関係上の観点および収益性・健全性確保のあり方の観点から所見を述べよ。

(3) 事業費分析について以下の問いに答えよ。

- ① 事業費分析における予定事業費枠の意義と役割について簡潔に説明せよ。
- ② 「純保枠」、「歳銀枠」、「利源枠」、のそれぞれの考え方を説明し、これらを用いて事業費管理を行う場合の留意すべき事項を挙げ、所見を述べよ。

以 上

生保 2 解答例

問題 1

(1)

- ① 有効契約（保有契約等も可） ② 払込期日 ③ 未収保険料
- ④ 猶予期間 ⑤ 危険保険料

(2)

- ① 危険保険金額 ② 期末責任準備金額 ③ 危険準備金積立限度額
- ④ $0.6 / 1,000$ ⑤ 1

(3)

G

(4)

- ① …… ○、② …… ×、③ …… ×、④ …… ×、⑤ …… ×

(5)

- ① 満期まで保有する証券（満期保有証券等も可）
- ② 売買目的証券
- ③ 均等利回り評価法
- ④ 当期の損益（当期損益等も可）
- ⑤ 資本勘定（資本の部、資本等も可）

(6)

- ① 経営者（経営陣等も可）
- ② 経営成績、（業績等も可）[期間損益]
- ③ 期間損益（期間収益、期間収支等も可）[経営成績]
- ④ 収支構造（収益構造等も可）
- ⑤ 法定会計（SAP、SAP会計も可）

(7)

- ① N ② J ③ L ④ A ⑤ C

(8)

- ① アセット・シェア（ネット・アセット・シェアも可）
- ② 当期末処分剰余金

- ③ 翌期全件消滅ベース配当所要額（全件消滅ベース翌期配当所要額等も可）
- ④ 健全性
- ⑤ 消滅時配当（消滅時特別配当、特別配当、 μ 配当等も可）

(9) 商品有価証券とは、不特定多数の投資家への転売を目的として保有する有価証券のことである。

有価証券が生命保険会社の本来業務である資産運用を目的として保有されるのに対し、商品有価証券は転売を目的として保有されるため、両者を区分して計上する。

(10)

法人事業税は法人の行う事業に対し、その法人に課せられる地方税である。生命保険業にあっては各事業年度の収入金額が課税標準となり、その収入金額は保険種類ごとに保険料収入の一定率となっている。収入金額の算定は保険料が現実に入れた事業年度によって行なわれ、税率1.3/100（改正前1.5/100）となっている。

問題2（1）

- ① 責任準備金の評価基礎率を契約時に固定する、いわゆるロック・イン方式のメリット・デメリットを説明せよ。

「ロック・イン方式のメリット」

- ・日本の生命保険会計には、支払能力を監督するという目的だけでなく、適正な利益を算出するという目的もあるため、利益の変動が少ないロック・イン方式の方が望ましいという面がある。というのは、責任準備金評価基礎率を変更することによって、責任準備金の額が変動することになり、特に、評価利率の変更は、責任準備金額の大幅な変動をもたらす（特に、利率引き下げの場合は大幅な負債の増加をもたらす）からである。
- ・ロック・インしない方式において、責任準備金評価基礎率の変更による影響額を積み増そうとする場合、当該保険群団の剰余だけでは不足するため、保険会社が過去蓄積してきた内部留保を充当せざるを得ないというケースが

発生する。この場合、当該保険群団以外の保険群団に配当還元の減少等の影響を及ぼし、契約者間の公平性を阻害することが考えられる。

「ロック・イン方式のデメリット」

- ・ 契約時の評価基礎率を使用し続けることから、実勢の環境を全く反映できないため、例えば、金利低下局面では、契約時の高い利率を用いた責任準備金しか積み立てないことになるなど支払能力確保の面で問題があるケースが発生する。(ソルベンシーの観点)
- ・ 一方で、逆の場面(例えば金利上昇局面)ではサープラスが過小に評価されるという欠点がある。(サープラスの過小評価)
- ・ その他、「契約初期に責任準備金評価基礎率を設定する必要があるため、基礎率の設定がロック・インしない方式以上に難しいという面もある。」「事務負担が煩雑になる。」という観点も考えられる。

- ※ 予定利率以外の計算基礎率(死亡率・事業費率)について、全く触れられていない解答が散見された。ロック・インしない方式と言った場合、必ずしも責任準備金評価利率だけを変更する方式ではないことに留意する必要がある。
- ※ ロック・イン方式においては、責任準備金評価基礎率と保険料計算基礎率とが同一であるとの解答が散見されたが、同一である必要はない。責任準備金評価基礎率を保険契約時(正確に言えば、最初の評価時)以降固定する方式である。
- ※ 責任準備金に対応する資産が時価評価されているかどうかによって、それぞれメリット・デメリットが発生するという観点もある。(資産に全く時価評価が導入されていない場合、金融商品の時価評価が導入された場合、資産の全面的な時価評価が導入された場合というように状況に応じて、負債側との関係が変化することに注意を要する。)

- ② ①を踏まえロック・イン方式の場合、ロック・インしない方式の場合、それぞれについて、責任準備金の評価において留意すべき事項を挙げ、所見を述べよ。

「ロック・イン方式の場合留意すべき点」

- ・ 支払能力の十分性の検証

金利低下局面においては、ロック・イン方式の責任準備金積立てではその支払能力が十分確保できない可能性もある。このため、実際のところ支払能力が十分確保されているかどうかを確認する方法が必要である。

- ・ 追加責任準備金のような補完的な責任準備金制度

支払能力が十分であるかどうかの確認によって、ロック・イン方式による責任準備金では不十分であるという場合には、追加責任準備金を積立てさせるような責任準備金の積み増しを行う仕組みが必要である。

- ・ 例えば、日本においては、責任準備金の積立が十分であることを将来収支分析によって保険計理人に確認させており（保険計理人の実務基準による）、またその結果によっては、追加責任準備金を積み増すことを促すことでロック・イン方式のデメリットを補完する制度となっている。また、米国 GAAP 会計では損失認定テスト（Loss Recognition Test）によってロック・イン方式による責任準備金の妥当性を定期的にチェックする仕組みを内在している。

「ロック・インしない方式の場合留意すべき点」

- ・ 責任準備金評価方式にロック・インしない方式を用いて責任準備金評価基礎率を全て（死亡率・利率・事業費率を全て）洗い替える場合、平準純保険料式による責任準備金の計算では不十分である（事業費率の見直しが反映されない）。このため、責任準備金評価方式を営業保険料式とすることが考えられる。（責任準備金評価方式への言及）
- ・ また、この場合、将来利益に相当する額が、新契約時に一度に計上されることになる。この将来利益は、今後の動向によって変動するため、減少してしまうことも考えられる。このため、一度に計上される将来利益全てを配当可能剰余として還元してしまうことは契約者間の公平性の観点から問題があると思われる。この対応方法としては、カナダで採用されている評価基礎率に一定の安全割増を見込む方式や、オーストラリアで採用されている将来利益相当額を認識した上で積み立てる方法などが考えられる。
- ・ 利益が毎年大きく変動する可能性について安定性・継続性の観点から、注意が必要である。

- ※ また、以下のような論点について所見を述べることも考えられる。
- ・ 負債側の評価だけではなく、資産側の評価と併せた見方が必要である。
[資産側が原価法で評価しているのに、負債側だけロック・インしない 방식을導入しても意味がない。なお、今般の金融商品の時価評価は、全面時価評価ではない。(債券の取扱いや土地・貸付等の他の資産評価は時価評価されていない等)]
 - ・ 日本の生命保険会計は、米国のように GAAP 会計と SAP 会計が分かれているわけではない。この中で、支払余力の確保と、期間損益の安定性・継続性をどのように確保していくか。もしくは、そのような二本立ての会計制度の必要性や問題点等。

問題 2 (2)

① 相互会社が無配当保険を販売する際の保険業法上の取扱いを説明せよ。

業法 63 条第 1 項では「相互会社は、剰余金の配分のない保険契約その他の内閣府令で定める種類の保険契約について、当該保険契約に係る保険契約者を社員としない旨を定款で定めることができる。」とのべ、配当のない保険契約についてそれを非社員契約とすることができる旨定めている。

この場合、剰余金の配分のない保険契約については、それを非社員契約としなければならない、と言っているのではなく、非社員契約とする旨を定めることができると述べているに留まり、非社員契約としなければならないと定めているわけではない。しかしながら、相互会社の共益権を無配当保険の契約者と有配当保険の契約者双方に平等に与えることは問題がある、との理由で無配当保険の契約者には社員権を与えるべきではないという説が有力である。しかし、ここでは法文をそのまま受け取り、無配当保険の契約者と非社員が一致するとは限らないと仮定して以下の論を進めることにする。[この関係に一応の配慮がなされていれば、非社員契約＝無配当契約という構図で論じたものも可とした。] (以下、無配当契約の保険契約者で同時に相互会社社員である者を「無配当社員」と呼ぶことにする)。また、同 2 項では定款上に保険契約の種類などを記載することを要する。

業法 63 条第 3 項により非社員契約の引受は、内閣府令で定める限度を超えてはならないとされている。また、この限度の範囲内で定款に記載することとしている。この限度は、おおむね、社員契約と非社員契約からの保険

料収入の合計額に対する非社員契約からの保険料収入の割合が 20%以下とされている。(実際には受再保険契約と出再保険契約の調整を入れる。詳細は規則 33 条)

業法 63 条第 4 項により非社員契約と社員契約とは内閣府令で定める方法で経理を区分しなくてはならない。非社員契約に係る保険料から発生する剰余金は、社員に帰属するものであり、このため非社員契約勘定で発生した剰余金の社員契約勘定への勘定間振替は恒常的に発生することになる。勿論、この場合の振り替えは全剰余の振替ではない、非社員契約の無配当保険での勘定で、当該契約集団のセルフサポートが前提となっている関係上、非社員契約無配当保険の勘定内に一定の内部留保を必要とすることになる。規則 34 条により、相互会社は非社員契約を締結しようとするときは、当該保険契約者に対して社員とはならない旨告げなくてはならない。

② **株式会社と相互会社という組織形態の違いにより生ずる差異について、契約関係上の観点および収益性・健全性確保のあり方の観点から所見を述べよ。**

1) 〔区分経理〕

相互会社にあつては、非社員契約の無配当保険は区分されて経理されることを要する。しかし、株式会社にあつては、そもそも、保険契約者には経営権はなく、配当の分配も保険契約上の事象であり、利益金の処分という形では出現しない。従つて、この部分に関して、保険計理上の観点から区分する意義はあるが、保険契約上これを分離する意味合いはないというべきである。そのような観点から、株式会社には区分経理に関する法令上の規制はない。

しかし、収益性・健全性の確保という観点からは、区分して経理がなされることが重要である。なんとなれば、業法 114 条は株式会社における契約者配当について「保険契約者に対し、保険料及び保険料として收受する金銭を運用することによって得られる収益のうち、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部または一部を分配することを保険約款で定めている場合において、その分配をいう。」と定めており、利益金に関して、無配当保険から発生した利益金と、有配当保険から発生した利益金を明確に分離することを求めているからである。そのようにしないと、

株式会社において配当可能利益を計算する際またはその前提となる契約者配当準備金への組み入れ計算において無配当保険からの利益と有配当保険からの利益の混同が生じ、有配当保険契約に過剰に利益金の流入が発生し、ひいては株主利益の保護を損なう危険性があるからである。しかし、少なくとも、無配当保険区分から発生した利益金は基本的に株主に対する利益金の対象になると考えて良い。

2) [無配当保険の利益金に関する有配当保険区分への貢献について]

先にも述べたが、株式会社にあつては無配当保険区分の利益金は基本的に株主に帰属するが、相互会社にあつては無配当保険区分の剰余は社員権を持つ社員に帰属する。すると、株式会社にあつては、無配当保険区分からの利益金をどのように処分するかは会社の決定に依存することになり、よしんば有配当区分の保険契約者に配分しても、それは、株主に対する利益確保の前提の下になされる決定である。しかし、相互会社にあつては、その剰余は有配当保険を含む全社員権社員のものとなる。従つて、その剰余は社員配当の財源となるものである。

3) [利益の流用制限に関して]

相互会社の無配当保険に関してはその区分経理性から、自立した独自の会計による資本項目を持つと想定される。従つて、無配当保険区分のソルベンシーの観点からは、剰余金の有配当保険を中心とする社員権社員区分へのむやみな流用は許されないと考えるべきである。株式会社にあつてはどのような配当方式を取るにしても、商法・及び業法の規制に従い配当可能利益の算出がなされることから、配当規制は明確に存在すると言えるが、その規制は有配当契約・無配当契約の全体にかかるものであり、無配当からはいくら、有配当からはいくらというような配慮は業法上考慮されていない、従つて、この点に関しては、無配当・有配当それぞれの特性から十分なソルベンシーを確保するべくアクチュアリーが、十分な検証と説明をなす事が必要である。勿論、業法上において、明確にその規定がなくとも、無配当保険区分・有配当保険区分はある程度独立性を確保することが必要であり、混同により、一方にのみ大幅なソルベンシーの欠如をもたらすことだけは避ける必要がある。

4) [残余財産請求権]

旧法下では定款で無配当社員契約について残余財産の請求権はない

としていた。これは旧業法 76 条で「定款ニ別段ノ定メナキトキハ」を反映していた。新業法 182 条（残余財産の配分）では、同条第 2 項において「残余財産は、社員に分配し」と規定されている。従って、同条条文からは無配当社員に残余財産請求権がないとは考えられない。一方、社員権のない無配当契約者には何ら権利がないと見るべきである。しかし、残余財産の分配はそれぞれの社員の寄与分に応じて為されるため、無配当保険の社員にどのような「寄与分」が存在するかは議論のあるところであろう。

株式会社にあつては残余財産は株主に配当されるべきものであり、ここには保険契約者は有配当・無配当契約者ともに一切権利がない。

- 5) [無配当契約の利点—有配当保険より相対的に安い保険料で加入できる]

料率基礎率が無配当用に調整されており、安全割増を少なくすることにより、有配当保険のような事後清算をしないことを前提にして、より現実の期待値に近い率を取るによりより安価な保険料を実現することができる。

この観点において、無配当保険は、そもそも事後清算の期待がない株式会社において親近性がある商品であるといえる。

収益性・健全性の観点からは、安価な保険料の実現により収益性は少なくなり、健全性の観点も配慮を要することになる。保険料にリスクバッファが少なくなることから、利益留保を意図的に厚くする必要がある。株式会社にあつては株主配当の制限をなし、利益準備金等の内部留保を厚くすることで、この問題を回避することになる。一方、相互会社にあつては、社員の配当期待と社員配当準備金への繰り入れの問題があり、無配当から生じたものとは言え、内部留保を厚くすることができるか否かは一概には言えないが、内部留保の必要性に関して、アクチュアリーは十分な説明を行うことが必要となる。

以上は、株式会社と相互会社の間は何らかの相違点があるという前提に行つた解答例の一つであるが、これらの論点を考慮の上、株式会社・相互会社の間では相違はないとする解答も論旨が明確であれば是とした。

以上

問題2 (3)

①事業費分析における予定事業費枠の意義と役割について簡潔に説明せよ。

<意義>

- 保険料の一部として予め組み込まれた付加保険料を財源として事業運営を行なっているという考え方に立って、事業費支出をこの付加保険料の範囲内に止めるようコントロールする。
- 予定事業費枠に対する比率（これを事業費率という）をより逡減させていくよう経営努力を図ることによって、契約者負担の軽減を図っていく。

この他、「経費の節約・圧縮」、「新契約費の考え方」について言及することもできる。

<役割>

- 事業費支出を統制するための事業費支出許容限度を示すことから、特に事業費予算統制に役立てることができる。
- 事業費率の分母として用い、同一会社での事業費効率を年度別に比較したり、あるいは他社との事業費効率の比較を行なうことを可能ならしめる。
- 一定期間内の剰余を利源別に分析する際に中間項目として用いる。これにより、費差損益・死差損益等を算出し利源別配当の各財源計算を可能ならしめる。

②「純保枠」、「蔵銀枠」、「利源枠」のそれぞれの考え方を説明し、これらを用いて事業費管理を行なう場合の留意すべき点を挙げ、所見を述べよ。

<考え方>

「純保枠」

一契約について見たとき純保険料が一定、すなわち付加保険料も毎年一定（平準）であるとして計算した予定事業費枠。（予定事業費枠を完全に平準化した計算方式）

「蔵銀枠」

契約初年度に予定新契約費をすべて費消し、これを全保険期間にわたって償却すると考えて計算した予定事業費枠。

「利源枠」

予定新契約費のうち一定割合を契約初年度に費消し、それを一定期間で償却すると考えて計算した予定事業費枠。契約初年度に費消する予定新契約費の一定割合をチルメル歩合 (α') という。この償却期間をチルメル期間といい、現在は5年とされている。(チルメル歩合 α' の5年チルメル式の予定事業費)

<留意すべき点等>

「純保枠」

- 準標準純保険料式の責任準備金を積み立てる場合、財務会計上の財源対応が取れている。
- 予定事業費枠の水準が単年度の業績に左右されず、安定的である。
- 事業費支出形態にリンクしない。
- 販売業績が好調であれば事業費率が悪化し、費差益も悪化する。

「蔵銀枠」

- 初年度に販売経費の多くが支出される支出形態にリンクしている。
- 新契約費の多寡によって事業費率が左右されにくい。
- α 金額を初年度に費消するという前提が、事業費コントロールの指標として甘いという意見もあり、特に保険料収入を超えて予定新契約費が計上されることがある点にも注意が要る。
- 予定事業費枠の水準が単年度の販売業績に大きく左右される。

「利源枠」

- 解約控除まで考慮に入れた財源対応ではより実態に近い。
- 保険料収入を限度とした枠計上である。
- 業界共通の尺度として採用されている。
- チルメル期間経過後、付加保険料が大きくなる点が不自然である。
- 2年目以降チルメル期間内の α が通常マイナスとなる。

「その他」

- 新契約が好調なときには、これに伴う新契約費の増加も著しいため、費差益を圧迫するように作用し、逆に新契約が低迷しているときには、費差益が増加するように作用することがあり、単年度の費差益の増減が必ずしも会社経営の良否には結びつかない場合がある。
- 単年度の費差益だけで経営のパフォーマンスを見るのではなく、長期的な視点あるいは費差益の発生状況の細かい分析を行なうことが必要となってくる。
- 新契約に要する費用は営業職員に係る経費を中心に契約初期にある程度集中して発生するのが普通であり、一方これに充てる付加保険料は契約が継続する間の収入保険料中に配分されている。
- 新契約時の経費支出は契約後数年を経て償却されるという見方をすることができるが、保険契約の現実の残存状況からして、初年度経費が償却されないまま契約が消滅するケースもある。したがって、事業費コスト効率を高めるためには、継続率をより引き上げることが求められる。

以 上